

行政改革に関する提言書

令和2年3月

さぬき市行政改革推進委員会

提言にあたって

昨年5月に、元号が「平成」から「令和」に改元されましたが、さぬき市が誕生した平成の時代には、地方分権の推進により国から地方に一定の権限と財源が移された一方で、少子高齢化や人口減少が急速に進行し、地域格差が広がるなど、地方を巡る状況はますます厳しさを増しています。

こうした社会・経済情勢の変化の中、さぬき市の財政状況は、これまでの行政改革実施計画や財政健全化策等に沿った種々の取組によって一定の改善が進んできましたが、平成30年度では、近年の庁舎や教育施設整備等大型建設事業の実施に伴い、実質公債比率が上昇し、市債残高が増加したほか、財政構造の硬直化を示す経常収支比率が悪化するなど、極めて厳しい状況に直面しています。

また、令和2年度予算編成方針によれば、今後、歳入面では、人口減少に伴う普通交付税の減少や生産年齢人口の減少に伴う市税の減収等に伴い、一般財源の大幅な減少が避けられない状況にあります。一方、歳出面では、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加に加えて、防災・減災対策、学校や公民館など教育施設の整備のほか、更新時期を迎えている各種公共施設の統廃合や長寿命化対策に要する経費の増大などが予想され、財政状況の更なる悪化が懸念されています。

このため、これまで以上に縦割りの壁を越え、市が一体となった柔軟な対応で、各施策に取り組むとともに、行政改革を主眼においた職員研修を実施するなど、全職員が行政改革への意識をより高めることが急務です。

この提言書は、当年度が第4次行政改革実施計画（平成27年度～平成30年度）の進捗状況の取りまとめの年度であることから、主にその進捗結果について検証・評価を行い、今後の行政改革の取組を更に進展させるために議論した意見全般について、取りまとめたものであります。

当委員会としては、提言の趣旨を十分に踏まえ、将来にわたり持続可能な行政運営体制が構築できるよう、行政改革を強く推し進められることを切に望みます。

令和2年3月18日

さぬき市行政改革推進委員会会長

奈良正史

1 行政改革実施計画（平成27～30年度）に基づく主な取組への提言について

第4次行政改革実施計画に基づく主な取組のうち、「歳入の確保」における「市税の滞納分の徴収強化」については、本計画期間中の各年度で実績が目標数値を上回っている。

一方、「税外収入の滞納分の徴収強化」については、実績が目標数値を上回っている年度と目標数値に達していない年度がある。引き続き、関係各課が一層連携して、滞納繰越分の徴収強化を望む。

また、「歳入の確保」に関しては、従来の限られた項目を今後いかに増やしていくか、全庁横断的に知恵を出し合い、あらゆる広告媒体を活用し、広告収入の増加に努めるなど、歳入の確保に取り組むことを望む。特に「ふるさと納税」に大いに期待したいが、返礼品ばかりが目立つのではなく、寄附が何に使われるか、具体的な事業を前面に出して募集した方が、ふるさと納税の本来の趣旨に沿うのではないかと。

次に、「事務事業の見直し」における「コミュニティバス運営形態の見直し」については、市で高齢者の運転免許証自主返納を勧めていることから、主要幹線を主にルートとしているバスの路線及びダイヤの改正にこだわらず、タクシー助成制度の拡充や、一人住まいの高齢者が利用しやすい交通手段を新たに検討する必要がある。

さらに、「補助金の見直し」のうち、「イベント補助金の見直し」については、観光協会に対する補助金が、平成29、30年度は事務局長の配置等により、補助金削減の目標数値に達していない。しかし、長期的な目線では、事務局の体制強化の一環であると捉えることができることから、市の特色を生かし、市の魅力が詰め込まれ、さらに一本化されたイベントの実施を検討するなど、今後の取組に期待したい。なお、昨年、法人化されたことを踏まえ、今後、更なる自己財源を確保し、市補助金に過度に依存しない運営がなされるよう検討する必要がある。

全体を通して、目標に対する実績において、具体性のない記述や分かりにくい表現が見受けられる部分があるため、具体的で理解しやすい表現となるよう努められたい。また、項目によっては毎年度同様の記述が見られることから、該当年度の取組内容をより具体的に記載して振り返り、翌年度の取組につなげていくよう望みたい。

【第4次行政改革実施計画(平成27年度～平成30年度)取組項目進捗状況一覧(抜粋)】

取組項目	成果指標	H30年度	
		目標数値	実績数値
市税の滞納分の徴収の強化	市税徴収率 (滞納繰越分)	23.1%	31.9%
税外収入の滞納分の 徴収強化	CATV使用料徴収率 (滞納繰越分)	7.0%	1.9%
	保育料徴収率 (滞納繰越分)	35.0%	72.3%
	住宅使用料徴収率 (滞納繰越分)	12.0%	6.7%
	給食費徴収率 (滞納繰越分)	45.0%	64.8%
イベント補助金の見直し	補助金(イベント)	30,003千円	33,882千円

2 行政改革に関わる取組全般について

(1) リピーター観光客の拡大に向けた取組の強化

① お土産、グルメの新規開発

令和元年6月に発表された香川県の「観光客動態調査報告」によると、平成30年1月から12月までの県外入込客数は6年連続で900万人を超える結果となった。しかし、そのほとんどがさぬき市を通過している印象を受ける。わざわざ訪れたり、また来たいと思われるきっかけとなるようなお土産やグルメの開発が必要である。市の特産品及び郷土料理である牡蠣、自然薯、カンカン寿司など、さぬき市ならではのものをアピールすることで広く関心を呼び、多くの観光客を迎えることにつなげてほしい。昨今、御当地グルメを取り扱う報道番組がきっかけになり、話題となるものが多いことから、市から報道機関へ情報を積極的に提供するなど、メディアを利用した効果的なPRにも努めてほしい。

また、これらが一堂に会した「うまいもんまつり」のような催しを何度も開催したり、市内のグルメが常にも楽しめる場所や機会の創設を検討してはどうかとの意見もあった。

このほか、ふるさと納税のホームページを活用して、それらを返礼品として取り扱うことにより、市の観光宣伝にもつなげてほしい。ただし、既存の方法を最大限に活用して、費用を新たに掛けない発信方法となることを望む。

② 大串自然公園の活用

現在、市において構想が練られている大串自然公園は、旅行情報誌による「行ってみたい夕日絶景ランキング」1位に選ばれた三豊市の父母ヶ浜のように、全国的に有名になる素地があり、有力な市の観光資源として一層活用していくべきである。瀬戸内海を一望できる景色の魅力を、行政からの発信だけではなく、来訪者がインスタグラムなどのSNSを利用した情報発信を行いたいと思えるような仕掛け作りが必要である。

また、現状としては駐車場が少ない上に、交通手段が限られており、大変不便な状況である。瀬戸内国際芸術祭のようなイベントの際にも足を延ばしてもらえるように港を整備するなど改善策の検討を望む。

なお、新たな構想においては、観光客だけでなく市民にも注目されるようなものとなるよう期待したい。

③ 全市的な観光資源としての平賀源内のPR

県外でも知名度が高い平賀源内を最大限に活用した観光宣伝を検討してはどうか。「平賀源内記念館」の来館ノートには、県外からの来館者による記入が多く見受けられる。

また、東京都台東区隅田川沿いにある平賀源内のお墓は、国指定史跡に指定されており、地元のアサヒ商店街などにより平賀源内ゆかりの地としてイベントが行われている。令和元年11月3日に開催されたイベントでは、「平賀源内記念館」でしか買えないグッズが販売されていた。このように、県外で平賀源内ゆかりのある地域も多いことから、こうした地域との関わりを大切に、掘り下

げていくような仕掛け作りが大切である。

さらに、平賀源内をテーマに、市の知名度向上や、観光、地域経済への波及効果が極めて高いと言われているNHK大河ドラマの誘致に積極的に取り組んでほしい。具体的には、大河ドラマ誘致推進協議会のような組織を立ち上げ、全国各地の情報交換やNHKへの陳情も視野に入れる活動への取組が必要である。

「志度出身」として認識されている平賀源内が、「さぬき市出身」として認識されるよう全市的な観光資源として考え、法人化された市観光協会とも連携し、「さぬき市といえば源内さん」と思われるような「平賀源内」をキーワードにした市の知名度向上に、これまで以上の取組が望まれる。

(2) 情報発信方法の改善

市から市民への情報発信力が弱いのではないかと。どのような良い施策等が実施されても、多くの市民がそれらの情報を得られなければ、施策の効果は薄れる。市が一体となって、情報発信力の強化について検討する必要がある。

例えば広報紙について、現在の市広報紙は、外面のみがフルカラーで、内面は字が小さいため読みにくく、分かりにくい印象を受ける。行政からの情報発信として、広報紙は大変重要な手段の一つと考えるが、読みにくさなどから実際に読んでいる市民は少ないように思われる。市内各自治会の協力を得て広く配布していることから、他市町等の優れた事例を参考に、見やすく分かりやすい広報紙となるよう改善を検討してはどうか。

広報紙以外にも、ホームページ及び文字放送等の既存の手段を活用して、分かりやすい情報発信を推し進めることを望む。

また、観光宣伝だけでなく、移住支援制度、ふるさと納税など、多岐にわたる情報を県外に向けて発信していくため、例えば、県外からの参加者が多い「瀬戸内国際芸術祭」や「丸亀国際ハーフマラソン」等の機会を生かすなど、県外への効果的な情報発信の在り方についても検討してほしい。

(3) 子育て支援の充実

近年、生活環境の変化などに伴い、子どもたちの食物アレルギー疾患の増加が指摘されており、対応に苦勞している家庭が増えてきている。

市内の市立保育所、こども園は各施設内に調理室等があるため、アレルギー食材を除去する対応ができるが、幼稚園や小中学校のための学校給食共同調理場では、スペースなどの問題により同様の対応ができないのが現状である。設備や人員配置等の課題はあるが、アレルギー除去食の対応を進めてもらいたい。また、給食の中身は各自治体によってばらつきがあるため、子育て支援の一環として、より一層の充実を目指してはどうか。その際には、地産地消の無農薬野菜の利用も検討してほしい。

一方、令和元年10月に開催された市都市計画の見直しに伴う「まちづくり市民会議」では、子どもを遊ばせられる公園が少ないとの意見が出ていた。子どもにとって外で遊ぶことはとても重要で、運動機能及び社会性の発達等につながる。子ど

もを安心して産み育てられるまちづくりを進めるためにも、他の世代でも利用できる身近な公園の整備、拡充が必要である。

以上のような取組を含む子育て支援策を充実させることにより、子育て世帯の移住・定住にもつながると考える。

(4) 移住促進

子育て支援による移住・定住促進のほか、移住者と定住者が意見交換を行えるような交流会を検討してはどうか。現在、香川県移住・定住推進協議会主催の移住者交流会がさぬき市と東かがわ市にて隔年で開催されているが、参加対象は移住者のみとなっている。

そこで、市内定住者と移住者が交流できる機会を市独自で設けてはどうか。こうした機会は、移住者にとって定住者と生活情報等を共有できるきっかけとなるだけでなく、定住者にとっても移住者の意見を聞くことにより新しい視点を心得、住み続けたいと思うきっかけになると考えられる。また、移住者の意見は、移住促進だけに留まらず、市の施策の改善や新たな施策の実施にもつながる可能性がある。現在の移住支援制度等に関しても、移住者から寄せられた意見を参考に、支援制度の拡充などを検討する必要がある。

さらに、移住者に向けた空き家情報の発信を強化する必要があるとあり、市ホームページのトップページから該当ページに誘導できるようにするなど、分かりやすい仕組みが望まれる。

このほか、定年退職後に自分で野菜作りなど農業をしたいという人を県外から呼び込み、移住促進に大きな成果を挙げている自治体が全国的に増えている。耕作放棄地の解消や空き家対策にもつながることから、そのきっかけともなる「滞在型市民農園」の整備や家庭菜園の場所の提供など、魅力ある移住希望地となるような取組を強化する必要がある。

(5) その他今後の課題

以下は、時間の関係で十分な協議がされなかったが、今後の課題として意見が挙げられたものであり、引き続き検討してほしい。

- ・ 関係人口の拡大
- ・ 若い人の意見を採り入れた情報発信の仕組みづくり
- ・ 女性管理職など女性の積極的登用
- ・ L G B Tに関する意識の醸成
- ・ パートナースhip制度を設けることによる移住促進
- ・ 財政力及び財政状況に見合った職員給与等の在り方
- ・ 職員給与における地域手当支給の見直し

資 料

さぬき市行政改革推進委員会会議経過
さぬき市行政改革推進委員会委員名簿
さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

令和元年度さぬき市行政改革推進委員会会議経過

【第1回会議】 令和元年9月24日(火)15:00～16:45 市役所302会議室

議題 (1) 会議の進め方について

(2) さぬき市の行財政状況等について

(3) さぬき市行政改革実施計画(平成27年度～平成30年度)の進捗状況について

(4) さぬき市行政改革実施計画(2019年度～2022年度)について

資料1 さぬき市行政改革推進委員会委員名簿(令和元年度)

2 さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

3 さぬき市の行財政状況等

4 さぬき市行政改革実施計画(平成27年度～平成30年度)

5 さぬき市行政改革実施計画(平成27年度～平成30年度) 取組項目進捗状況一覧

6 さぬき市行政改革実施計画(2019年度～2022年度)

7 行政改革に関する提言書(平成31年3月)

【第2回会議】 令和元年12月17日(火)10:00～11:45 市役所302会議室

議題 (1) さぬき市行政改革実施計画進捗状況(平成27年度～平成30年度)に関する意見について

(2) 提言内容について

資料1 意見聴取票の集約について

2 行政改革に関する提言書(抜粋)(平成30年3月)

3 行政改革に関する提言書(抜粋)(平成31年3月)

4 住基人口集計表(支会別)

【第3回会議】 令和2年2月18日(火)10:00～11:45 市役所 第2委員会室

議題 (1) 行政改革に関する提言書について

(2) その他

資料1 行政改革に関する提言書(案)

2 県内各市町 職員の給料等について(平成30年4月分)

さぬき市行政改革推進委員会 委員名簿（令和元年度）

（順不同・敬称略）

NO	役職	氏 名	区分
1	会長	奈良 正史	識見者
2	副会長	松本 和可子	団体推薦
3		大部 良江	団体推薦
4		金本 賢二	公募
5		木村 イツ子	団体推薦
6		木村 英司	公募
7		高嶋 文夫	団体推薦
8		田中 正明	団体推薦
9		津村 克侍	公募
10		眞鍋 清高	団体推薦

さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さぬき市の基本理念である「自立する都市」の実現を目指し、社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立に向け、広く市民の意見を求めるため、さぬき市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の次年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副会長)

第5条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成14年訓令第52号）

この要綱は、平成14年10月11日から施行する。

附 則（平成15年訓令第8号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第17号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。